

## 令和5年度 全国健康保険協会岩手支部第3回評議会 議事概要

- 【開催日時】 令和6年1月15日（月曜）15：30～16：55
- 【開催場所】 朝日生命盛岡中央通りビル2階A会議室
- 【出席者】 浅沼評議員 鎌津田評議員 熊谷（敏）評議員 熊谷（英）評議員  
菅原評議員 田口評議員 藤村評議員 宮寺評議員（五十音順、敬称略）

### 【議事】

- ・議題1 令和6年度岩手支部保険料率について
- ・議題2 第6期アクションプラン（案）、令和6年度岩手支部事業計画（案）及び支部保険者機能強化予算（案）について
- ・議題3 インセンティブ制度における令和4年度の評価結果について（報告）
- ・議題4 令和5年度岩手支部事業計画の上期実施状況について

### 【議事の経過】

支部長挨拶後、各議題について協会より説明を行い、その後に出席者からの質疑等の発言を求めました。発言の内容は以下のとおりとなります。

### （1）令和6年度岩手支部保険料率について

#### 【学識経験者】

年齢調整と所得調整の考え方の部分を確認したい。医療費は診療報酬が全国一律で変わらないが、岩手県のように高齢者が多く所得が低い県は必然的に保険料率が高くなる傾向にあるので、その部分を調整しているということか。

#### <事務局>

調整の考え方はその通りである。医療費についての料率は各都道府県の医療費の額に応じて決定される。

#### 【学識経験者】

今年の10月から、適用拡大が予定されているが、保険料の収支のシミュレーションは出ているのか。

#### <事務局>

保険料収入は若干上がる見込みであるが、大きな影響はないと思われる。

#### 【学識経験者】

社会保険適用にあたり、抵抗感がある方もいる。働く時間が制限されると、人手不足に拍車がかかることが心配される。社会保険に加入した方が得だということを示せばよいのだが。

<事務局>

給付の部分でも補償されるということを理解いただきたい。

【学識経験者】

協会けんぽは発足時、支部間で競争原理を働かせて、より保険者機能を高めていくことを目的としてスタートしたと理解している。今では保険料率の支部間格差が大きくなっている。このことについて問題視している意見は、出ていないのか。

<事務局>

資料1にもあるが、12月20日の運営委員会にて、同様の意見が出ている。

【学識経験者】

支部ごとに保険料率の差を設けることにより、努力をしなければいけないということだと思うが、全国一律にしたほうが悩まずに済むのだが。

<事務局>

現時点では協会けんぽとして保険料率を全国一律にする方向性にはないが、インセンティブ制度においては、加入者及び事業主の皆様の取組の状況を5つの指標で評価し、健康保険料率に反映させ、医療費を少しでも削減しようという目的もある。評価指標の1つであるジェネリック医薬品の使用割合で見ると、岩手支部はもともと使用割合が高く、伸び率がわずかであり、偏差値としては低い。これらの指標の在り方についても、議論をした方がよいのではないか、という意見は出ている。

## （2）第6期アクションプラン（案）、令和6年度岩手支部事業計画（案）及び支部保険者機能強化予算（案）について

【事業主代表】

医療費適正化を図っていくうえで、バイオシミラー（バイオ医薬品）の使用促進が挙げられているが、ジェネリックと別にバイオシミラーの使用促進をしていくことになった背景のようなものを教えていただきたい。

<事務局>

国の第4期医療費適正化計画の中で盛り込まれている内容であり、指針が示されてい

ることが背景にある。具体的な施策等については、これから各保険者で取り組みを実施していく形となる。

<事業主代表>

令和 5 年度パイロット事業として実施した健診当日の特定保健指導の効果的な利用  
勧奨について、感触で構わないので取り組みの効果を教えていただきたい。

<事務局>

パイロット事業のみの効果を出すことは難しいが、岩手支部の場合は、特定保健指導  
実施率の全国順位が上昇していることから一定の効果があったと考えている。

<事業主代表>

令和 6 年度新規事業として糖尿病性腎症患者の重症化予防対策とあるが、令和 5 年度  
においても同様の名前の事業を実施している。違いを教えていただきたい。

<事務局>

令和 5 年度と事業名が同じものになっているが、令和 6 年度の取り組み内容は尿たん  
ぱくの検査による腎機能の低下が認められる方に対する受診勧奨。令和 5 年度について  
は、糖尿病で通院中の方に対する保健指導プログラムへの参加勧奨。事業名は同じであ  
るが実施している内容が異なっている。

<事業主代表>

マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応について、従業員がこれまで使用  
していた保険証は回収して返却するような流れになるのか。また、新しく従業員を採用  
した場合に、マイナンバーカードの個人番号を事業所から年金機構へ届出することで、  
タイムラグなくすぐに本人が持っているマイナンバーカードを保険証として利用出来  
るようになるのか。

<事務局>

保険証については、令和 6 年 12 月廃止以降 1 年間は使用することが可能となってい  
る。1 年後すべての保険証を回収するかどうかについては現在検討中である。

事業所で新たに従業員を採用した際には、これまでと同様に資格取得届にマイナンバ  
ーを記入していただく事になる。さらに保険証として利用するためには個人でもマイナ  
ンバーの保険証利用登録を行う必要がある。登録については、スマートフォン、セブン  
銀行 ATM、医療機関カードリーダーでの登録などの方法がある。これらの登録を以っ  
て、マイナンバーカードの保険証利用が可能となる流れ。

またマイナンバーカードを保有していない方やマイナンバーカードの利用登録をしていない方へは、資格確認書を協会けんぽで発行する形になるため、そちらを提示して医療機関を受診する流れとなる見込みである。

今後の保険証廃止に伴うマイナンバーカードの保険証利用については、本部を中心に各種広報にて周知していくこととなっている。

### (3) インセンティブ制度における令和4年度の評価結果について（報告）

報告のみのため、発言なし。

### (4) 令和5年度岩手支部事業計画の上期実施状況について

<事業主代表>

令和5年度上半期の実施状況について、特定保健指導等についても実施率が伸びてきており、支部として取り組みを頑張っていたと感じた。

<事務局>

引き続き支部としても取り組みを継続して参りたい。

### (5) その他

なし。